

厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年厚生労働省訓第9号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（通報関連文書の管理）</p> <p>第17条 通報対応に係る記録及び関係資料については、<u>厚生労働省保有個人情報等管理規程</u>（平成17年厚生労働省訓第3号）及び厚生労働省行政文書管理規則（平成23年厚生労働省訓第20号）に基づき適切な方法で管理するものとする。</p>	<p>（通報関連文書の管理）</p> <p>第17条 通報対応に係る記録及び関係資料については、<u>厚生労働省保有個人情報管理規程</u>（平成17年厚生労働省訓第3号）及び厚生労働省行政文書管理規則（平成23年厚生労働省訓第20号）に基づき適切な方法で管理するものとする。</p>